

## 第51号議案

### 品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

### 品川区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(目的)

第3条 最低基準は、区長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準)

第4条 最低基準は、この条例に特別の定めがあるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(最低基準の向上)

第5条 区長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する児童福祉施設に対し、品川区児童福祉審議会条例（令和 年品川区条例第 号）第1条に規定する品川区児童福祉審議会の意見を聴いた上で、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。

(保育所の設備の基準)

第6条 乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所の乳児室またはほふく室の面積は、乳児または満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

2 満2歳以上の幼児を入所させる保育所は、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、調理室および便所を設けなければならない。

(保育所の職員)

第7条 保育士の員数は、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

(保育所の開所時間)

第8条 保育所の開所時間は、原則として1日につき11時間とする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する設備であって、第4条(保育所の設備の基準に関するものに限る。)および第6条に規定する基準に適合しないものについては、その適合しない部分に限り、当該基準を適用しない。

3 平成23年6月17日前から存する母子生活支援施設における省令第26条第3号の規定の適用については、同号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき3.3平方メートル」と読み替えるものとする。

(保育所の職員配置に係る特例)

4 省令第33条第2項に規定する保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)または家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)が不足していることに鑑み、省令第33条第2項本文の規定により算定した保育士の数が1人となる場合には、第7条の規定は、当分の間適用しないことができる。この場合においては、保育士1人に加え、区長が保育士

と同等の知識および経験を有すると認める者を1人以上置かなければならない。

- 6 前項に規定する事情に鑑み、省令第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 7 付則第5項に規定する事情に鑑み、省令第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、保育所が8時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、その超える数の範囲において、当該保育所が雇用した者であって、区長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。
- 8 前2項の規定を適用するときは、保育士（付則第4項前段または前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、省令第33条第2項の規定により算定した保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

（説明）児童相談所の設置に伴い、児童福祉施設の設備および運営の基準を定める必要がある。